

第18回統計基準部会 議事録

1 日 時 令和5年5月31日(水) 13:00~13:50

2 場 所 Web会議

3 出席者

【部会長】

樋 浩一

【委員】

清原 慶子、菅 幹雄

【臨時委員】

清水 千弘、宮川 幸三

【専門委員】

斎藤 太郎、西 美幸

【審議協力者(各府省等)】

金融庁、経済産業省、総務省情報流通行政局、日本銀行、東京都、埼玉県

【事務局(総務省)】

北原大臣官房審議官

統計委員会担当室：萩野室長、植松次長、篠崎調査官

政策統括官(統計制度担当)：長嶺審査官、柿原参事官、目副審査官、服部主査、
中西主査、市村主査

4 議 題 日本標準産業分類の変更について

5 議事録

○目総務省政策統括官(統計制度担当)付統計審査官室副審査官 本日は、昨日の統計委員会に引き続きまして、統計基準部会のウェブ会議に御参加くださりましてありがとうございます。

開催に先立ちまして、事務局から御発言される際の留意点をお知らせいたします。ハウリングするおそれがございますので、御発言するとき以外はマイクをオフにしてください。マイクのオン、オフの操作は、画面の下、一番左のマイクマークのアイコンのクリックで行います。このマイクマークに斜線が入っていらっしゃいましたら、マイクオフの状態です。よろしくお願いいたします。

また、速記による議事録の作成のため、御発言される際にはお名前をおっしゃってから御発言ください。ネットワークの状況など細心の注意を払いつつ進めさせていただきますが、途中、声が聞き難いなどの不都合がございましたら、遠慮なくお知らせください。

それでは、開始時間になりましたので、樋部会長、今後の進行をよろしくお願いいたします。

○樋部会長 それでは、ただ今から第18回統計基準部会を開催いたします。

委員、審議協力者の皆様におかれましては、お忙しい中にも関わらず、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今回、清原委員、西専門委員と私の3名が総務省の会議室にて参加しております。菅委員、清水臨時委員、宮川臨時委員、佐藤専門委員の4名がウェブで参加をしていらっしゃいます。

本日は「日本標準産業分類の変更」の第3回目の審議を行います。本日の進行としましては、前半に、

前回までの部会において指摘されていた事項の審議を行い、後半では、これまでの議論を反映した答申素案を審議したいと考えております。なお、本日の審議の終了時刻は15時までを予定しております。終了時刻が前後する可能性はございますが、効率的な議事の進行への御協力をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。初めは第17回統計基準部会の審議状況の報告についてです。事務局から説明をお願いいたします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官 事務局でございます。

それでは、資料1により、前回の部会における審議の概要を簡潔に報告させていただきます。資料は全部で4ページほどです。6つの項目に沿って順番に説明いたします。

まず1番目ですけれども、「分類の基準」の改定案でございます。審議の結論としましては、分類の基準の内容自体は変更されておきませんが、その記載順が変更されていますので、その変更の趣旨を理解できるような資料をホームページ等で掲載することとして、改定案は了承されました。

それ以下に、各委員の方々の御発言をまとめておりますが、かいつまんで幾つかを御紹介したいと思います。

まず、最初の1ページ目の御発言ですが、分類の基準は内容的には変わらず、記載順が変わっただけであること、それから、状況の大きな違いとして、前回の改定時には作成されていなかった生産物分類が策定され、需要側の分析というのは生産物分類に従い、供給側の分析は産業分類に従うことが適切であるということ、また、SUTでは、理論的な観点からも産業は供給側、生産物は需要側の分類であることが望ましいという御発言がございました。

次に、理想的には全体的な分類体系を供給側に変えていくことになるなどの御発言がございました。

それを受けまして、1ページ目の下の方には、このような御意見に賛同する主旨の御発言を記載しております。

それから、2ページ目です。分類の基準に何らかの意図があるのかという質問がありましたが、特に一般原則においてそのような趣旨が明記されているということではなく、過去の一般原則を見ても慣例的に数字を記載してきていることを報告いたしました。

その次に、記載順を変える御提案につきましては、優先順位がある場合には何らかの説明が必要であり、また、その記載順を変えたにも関わらず、具体的な分類に変更はないことに違和感があるため、何らかの説明が必要であろうという御発言がございました。

それと同様に、ページ中段の辺りに「ユーザーの立場からは」と書いており、例えばISICでは、分類のレベルごとにその基準が説明されておりますが、JSCにはそのような内容が特に明記されていないので、今回の記載順の変更によって、ユーザーが疑問に思うことが懸念されるという主旨の御発言がありました。

その下のJSCの大分類や中分類では、必ずしも需要側の観点であるとは言えないという状況である旨の御発言がございまして、冒頭に申し上げましたように、そのような議論の結果、記載順を変更する趣旨を対外的に総務省側で掲載するというものとして、今回の改定はおおむね了承されたということでございます。

以上が1番目の分類の基準の改定案に関する報告でございます。

次に、3ページ目の2番目は前回の部会における指摘事項への対応です。提案された指摘事項への対応はおおむね了承されましたが、一般原則の第5項にあります分類の適用単位の一部修正に関しましては、さらに御意見がありましたので紹介いたします。第5項の表現自体は分かりやすくなったものの、個人が属する事業所に産業分類を適用することは自明であるため、違和感があるという御発言がございました。それから、国勢調査等において個人が属する事業所に対して本分類に適用するのですが、そのことにも経緯がありまして、その経緯を知らない人にとっては、例示があった方が分かりやすいのでは

ないかという御発言がございました。

以上が2番目の指摘事項等への対応でございます。

次に、3番目の次回改定に向けた課題です。提案された課題はおおむね了承されましたが、継続的な検討に関する記述に関しましては様々な御意見がございましたので、さらに修正することになりました。

具体的には、最初の丸の部分にありますとおり、ユーザー、政策を享受する国民、それから政策形成者のそれぞれ視点が非常に重要であって、それぞれの立場から絶えざる改善が必要であること、それから、頻繁に改定すると過去への遡及作業に手間がかかるため、そういうものを含めたコストと利益のバランスを考慮することが重要であるという御発言がございました。それから、新しく重要な産業を早めに設定することは非常に有用であるので、そのような産業は出来るだけ頻繁に改定した方が良いのですが、一方で大分類を頻繁に変更することは難しいため、どのような柔軟な改定方針があるのかを検討してほしいという御発言がございました。

それから、4ページ目に移りまして、最初の丸の部分です。今回、デジタル産業が製造業等の各分野に普及してきており、今後もデジタル産業が浸透していくことが見込まれますので、次回改定では、デジタル産業の取扱いが焦点になるだろうという御発言でした。

4番目です。管理・補助を行う事業所の主な設定の経緯はおおむね了承されましたが、その関連でフランチャイズの本部の扱いに関する意見がありました。現行の産業分類ではフランチャイズの本部の扱いが分かり難い、また、例示がないので、どこに分類されるかも分からないのではないかという御発言がございました。ご指摘のとおり、現行のJ S I Cを見ても、例示がないのでどこに分類されるか分からないと思いますので、それをどう扱うかの方向性を今後議論したいと思っております。また、フランチャイズの本部に売上げがある場合、その本部は管理・補助的業務を行う事業所に分類されません。これに関しては、同質の経済活動を行っているにも関わらず、それらが異なって分類されることをどう整理するのかという課題を検討することは、非常に重要であるという指摘がございました。

次に5番目の「一般原則」の一部修正でございます。第4項の分類の構成の中で階層別の項目数を表にして記載しておりましたが、項目数の表を一般原則ではなく参考扱いとする内容でございます。それから、分類項目の統合または分割を行う留意事項につきましては、答申で細かく記載するよりは、それが可能である旨を答申に簡潔に書けば良いのではないかという御意見のほか、これまでと同様の内容であるから、答申にそのような趣旨を書くことによって統計の比較可能性が担保されるのであれば、事務局から提案された趣旨を答申に含めて良いという御発言がありました。

最後に6番目です。答申の骨子案につきましては、構成自体はおおむね了承されたということでございます。

以上でございます。

○樫部会長 昨日の第193回統計委員会におきまして、この資料1を提出いたしまして、私から前回の部会の審議状況について要点を報告いたしました。

その際、川崎委員から、諮問時に御発言された一般原則の分類の基準の変更に関してさらに御発言がありました。部会では変更の趣旨をホームページに掲載する方向で取りまとめ予定であるという説明をしたところ、それは結構であるが、その趣旨を答申や産業分類の本体にも書くべきではないかという御発言がございました。

本日の配布資料につきましては、この御意見も反映して事務局に資料を用意していただきましたので、後ほど答申案の審議の際に、皆さんから御意見をいただきたいと思っております。

以上が第17回統計基準部会の審議事項でございます。

次に、前回の統計基準部会における指摘事項への対応に関する議題に移りたいと思います。それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 事務局でございます。資料2に基づきまして、前回の部会において指摘された事項とその対応を説明させていただきます。

1 ページ目にありますとおり、主に5つほど御指摘がございました。順番に参りますと、1番目が一般原則「第3項 分類の基準」の記載順の変更の趣旨説明の在り方、それから2番目が「第5項 分類の適用単位」の記載の在り方、それから3番目が次回改定に向けた課題のうち継続的な検討の修正、それから、4番目が管理・補助を行う事業所の関係でフランチャイズの本部扱いの検討、それから5番目が留意事項にあります分類項目の統合と分割に関する記載の在り方でございます。

それでは、2 ページ目の別紙1を御覧ください。この資料は、川崎委員の御発言の趣旨も加味して修正しております。一般原則の「第3項 分類の基準」の記載順の変更については、諮問案の分類体系は大きく変更されていないけれども、分類の基準は、記述内容の明瞭化のほか、I S I Cなどの国際分類の記載内容を参考にして記載順が変更されて提案されております。この変更の趣旨に関しては、総務省からも補足説明があり、統計基準部会での議論もありまして、それらを4つほどにまとめることができるかと考えております。それらは箇条書きで記載しております。

箇条書きの最初ですけれども、現行の分類の基準では、需要側の基準が最初に記載されておりますが、それは需要側の基準を重視するという意図では必ずしもないと理解できます。また、これまでの産業分類では、「分類の基準」の記載順の意図は明確に記載されておりました。この部分の記載は事実関係の説明でございます。

それから、箇条書きの2つ目ですけれども、諮問案の検討に当たっては、前回改定時における答申の指摘事項や第Ⅲ期公的統計基本計画における検討事項のほか、諮問案を作成した検討チームの有識者の方々からの様々な御指摘を踏まえて作成しました。その際、「分類の基準」に需要と供給の概念が混在していること、また、分かりにくい表現もあることなどの御指摘をいただいておりまして、それらの指摘も考慮して議論を行いました。

その結果、需要側の分類である生産物分類が既に作成されていることを考慮して、供給側の視点からの産業分類の位置付けを明確にするため、今回の諮問案においては「分類の基準」の記載順を変更して、供給側の基準を先に記載することとしたということでございます。

このように、今回の新たな「分類の基準」の記載順は、現行の「分類の基準」を再整理したものであって、分類体系を変更させるものではないという趣旨でございます。

これらを踏まえて、その下の方には、諮問された「分類の基準」の変更やその理由は、国際分類の記載内容とも整合しており、また、現行の産業分類でも供給側の基準により分類される項目が一定程度あり、諮問案はそれらとも整合していると認められるため、記述内容の明瞭化も含めておおむね適切であるということになります。

ただし、昨日の統計委員会でも指摘されましたとおり、ユーザーがこのような趣旨を理解できるようにするため、総務省は産業分類の第14回改定に合わせてその主旨を公表することとしており、ホームページ等でも分かりやすく掲載することを書いております。

併せまして、「なお」書きの部分の修正は、下の枠内に書いてあるとおりでございます。以上が別紙1の内容です。

続きまして、別紙2の分類の適用単位の修正でございます。前回部会の案では例示が特になかったのですが、今回加えております。今回の提案内容の2行目において、「他方、経済センサス等において」と企業等に準用する場合を書いております。また、「なお」以下で「国勢調査等」と例示を置いておりまして、個人を単位として本分類を適用する場合には、その個人が属する事業所に適用することにより行うことができるという内容を書いております。これが別紙2の内容でして、前回の部会における指摘への対応でございます。

続きまして、別紙3の「継続的な検討」についてです。「前回の提案内容」では、適時適切に経済構造の変化を捉える観点から、継続して常に改善に取り組むことが必要であると1行程度で記載していましたが、清原先生や樋先生の問題意識を踏まえまして、「今回の提案内容」では、ユーザー、政策を享受する国民、それから政策形成者のそれぞれの立場を考慮しつつという表現を加えた上で、継続的に常に改善に取り組むことが必要であるとしております。また、継続的な検討も重要であるけれども、後述する各課題への対処と併せて、新しく重要な産業は出来るだけ早期に設定した方が現実を捉えやすいであろうという御発言もございましたので、それも記載しております。ただし、頻繁に改定を行うと、改定に伴う過去の遡及等のコストが多くなります。そのコストと改定によるメリットとのバランスを考慮することが必要であるという趣旨も書いております。以上が別紙3の内容でございます。

それから別紙4です。こちらは前回部会において管理・補助の経緯の説明の際に御発言があったフランチャイズの本部の扱いの検討のまとめでございます。フランチャイズ関係ですと、一般財団法人 日本フランチャイズチェーン協会という業界団体がありまして、この団体のサイトに基本的な内容が書いてあります。フランチャイズチェーンは大きく2つに分けることができます。1つ目は、本部と加盟店がフランチャイズ契約を締結した上で、本部企業がノウハウ等を加盟店に提供し、加盟店はその利用の対価として本部にロイヤルティを支払う場合がフランチャイズチェーンです。

2つ目は、名称としてはレギュラーチェーンと言われるようですが、本部企業の直営店により構成するチェーンがあり、この場合には、フランチャイズチェーンのようなロイヤルティの受渡しはございません。

次に、J S I Cにおいてフランチャイズの本部をどのように扱っているかということ、J S I Cの定義によれば、当該本社との業務は、自社企業内のうち現業以外の業務を扱う事業所となっています。この表現を踏まえまして、基本的に両者に対価の受渡しがないと想定されます。フランチャイズの本部の扱いにつきましては、資料の4番目に書いてありますとおり、フランチャイズチェーンの場合は、本社と他企業あるいは加盟店の間で対価の動きがありますので、現行のJ S I Cでは「経営コンサルタント業」に該当すると考えられます。ただし、フランチャイズチェーンが扱う商品やサービスが多様化しておりますので、それらの内容によっては、様々な分類項目に分類される可能性があります。

それから資料の4(2)にはレギュラーチェーンの場合を記載しています。これは本社と直営店の間で対価の動きがないと想定されますので、その本社はJ S I Cにおける管理事務を行う事業所に該当することが考えられます。

管理・補助の扱いが今後の検討課題になっておりますし、このフランチャイズのような例も実際にありますので、フランチャイズの本部の扱いにつきましては、管理・補助の今後の検討の中で議論していきたいと考えております。

7ページ目は参考として、先ほどの協会のホームページから関連する部分だけを抜粋して記載しております。後ほど御覧くださいと思います。

次に別紙5です。これは留意事項として書いておりました分類項目の分割や統合に関する扱いです。これにつきましては、「前回の提案内容」において細かい内容まで記載しておりましたが、委員から詳細の内容は総務省に任せ、答申案としては、簡潔に方向性のみを書いては如何かとの御意見をいただきましたので、それを踏まえて修正いたしました。なお、今回の御提案では、これまでの統計基準における記載も参考にして記載しています。

内容としては、公的統計の作成における本分類の適用に当たって留意すべき事項として2つほど書いております。まずアとして、本分類を適用する時期、つまり、いつから施行するかということです。それから、イとして本分類の適用に当たっては、分類項目の一部のみを使用することができること、そして、分類項目の統合または分割ができることを記載しております。そして、ただし書として、統計の作

成目的によっては、分類体系に支障が生じない範囲内においてまとめて表章できることを書いております。これは、実際そのようなことが家計調査の中で行われておりまして、実態に合わせてそのようなことができることを追記しております。

○樫部会長 それでは、ただ今の事務局からの説明に対して、御質問や御意見のある方はお願いいたします。清原委員。

○清原委員 ありがとうございます。清原です。1点、確認をさせていただきます。

昨日の統計委員会で、川崎委員から御発言がありました「分類の基準」についてです。この分類の基準については、別紙1の箇条書きの4番目に整理されておりますように、新たな「分類の基準」の記載順は、現行の「分類の基準」を再整理したものであるため、分類体系を変更させるものではないと明記し、そして、諮問された分類基準の変更及び当該変更の理由は、国際分類の記載内容とも整合的であり、現行の日本標準産業分類においても、供給側の基準により分類されている項目等が一定程度存在することとも整合すると認められることから、記述内容の明瞭化も含め、おおむね適当であるとされております。

ここが結論としてとても大事なポイントだと思います。その後、ただし書きとして、「このような記載順の変更の趣旨をユーザーが理解できるようにするため、総務省がそれを今回の日本標準産業分類の改定に合わせて公表することとし、ホームページ等で分かりやすく掲載すること」とあります。この「公表することとし」ということ、また、「ホームページで分かりやすく掲載すること」を答申の文章の中に適切に明記する方向性によりまして、昨日の川崎委員の御提案を反映していくことでよろしいでしょうか。

○樫部会長 統計委員会への報告の際には、このような内容をユーザーが理解できるようにホームページ等で公表すると資料に書いて説明したのですが、この内容自体を答申の中にも書き込んだ方がよいという御発言だったと理解しています。資料2の別紙1に記載されている補足説明を踏まえて、答申案に追記することになります。

○清原委員 分かりました。分類の基準の記載順がこれまでのものと違ったからといって、軽重が変わるとか、重みが変わることではない旨を明記することが必要です。併せまして、産業分類は、公的統計だけでなく、民間、それから研究者や自治体等の多くの主体により活用されるものですので、その趣旨がどのようにして一般のユーザーに浸透されるかが今回の答申の中でも極めて重要であると思っておりましたので、確認をさせていただきました。

もう1点申し上げます。別紙3の共通的事項において、「ユーザー、政策を享受する国民、政策形成者のそれぞれの立場を考慮しつつ、適時適切に経済構造の変化を捉える観点から継続して常に改善に取り組むことが必要である」という私の意見を反映していただきました。今回の答申案において、このことは、今後の課題の中に列挙されている内容と関連する極めて重要な視点だと思います。すなわち、今後の課題の中では、デジタル化に対する対応、御説明があったフランチャイズの問題が含まれておりまして、これらについてはユーザーや政策形成の立場、そして、日常的な消費活動をしている国民にとっても極めて重要な取組だと思います。今後、拙速に提案するのではなく、少し時間をかけながら、しかし、あまり遅くならないタイミングを見計らって検討していくことを補強する意味でも、これらの共通的事項を継続的に検討していく記載内容は、極めて重要な意味があると思っておりましたので、それを活かしていただければと思います。

そして最後に、別紙2の一般原則「第5項 分類の適用単位」の修正に示された提案内容において、「経済センサス」や「国勢調査」等の、公的統計の中でも産業界や研究者の皆様に特に周知度が高い、または認知度が高い公的統計が例示されることにより、大変説得力が増したのではないかなと思います。例示や固有名詞の記載に当たっては、一般的に極めて慎重に対応する必要がある点は承知しておりますが、

今回の補強された説明によって分かりやすくなりましたし、これまでの利用の実態も説得力を持って説明できるのではないかと受け止めました。

以上、御説明いただいた内容で3点程の気づきを申し上げましたが、資料にまとめていただいた内容が今後の答申案にも反映されていると思ひまして、大変心強く思っているところです。

以上です。ありがとうございました。

○樫部会長 清原委員、どうもありがとうございました。ほかに御意見、御質問のある方いらっしゃれば、御自由にお願ひいたします。

○菅委員 一つだけ質問します。資料にある説明によりまして、川崎先生のご意見への対応を含めて、議論がかなり明確になってきたように思われます。

先ほどの第193回統計委員会における川崎先生の御発言は、「分類の基準」の記載順が変わる趣旨を答申の本文の中に書き込むという内容だったのですが、答申には詳しく書くことはできないので、答申では簡単に記載し、別紙において詳細な記述をどこかに提示するという理解でよろしいでしょうか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 事務局でございます。そのとおりでございます。答申に趣旨を書いた上で、総務省のホームページや後日作成する冊子等においてその趣旨を示し、皆様がお分かりになるように対応したいと思っております。

○菅委員 詳細は別紙において記載するというのでしょうか、しかし、答申において詳細を別紙に記載する内容を書くことはできるのですか。

○樫部会長 答申の本文には別紙1の部分が記載されるということですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 別紙1の内容を答申に書くことを想定しております。

○菅委員 答申の文章に別紙を参考にするという表現ができるのですか。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 資料3により後ほど報告いたしますが、答申の中にこれと全く同じ文が記載されております。他方、例示を追加したり、詳細な補足を加えた資料を総務省がホームページ等で別途公表するということです。

○菅委員 ということは、変更の趣旨を示す文章が答申に加筆されるのですね。分かりました。どうもありがとうございます。

○樫部会長 ほかに御質問、御意見のある方いらっしゃいますか。

それでは、前回の部会の指摘事項への対応については、おおむね皆さんの御賛同を得たことにしたいと思います。

それでは、次の議題として答申の素案の議論に移りたいと思います。

冒頭に申し上げたように、前回の議論と昨日の統計委員会での御発言を受けて用意されたものが資料3の答申の素案です。この答申の素案の方向性は、今までの議論を取りまとめたものでございますので、皆様からおおむねの御了解をいただいたと理解しておりますが、この審議におきまして、まずは事務局から変更箇所を中心に説明をしてもらい、その後に皆様から、部会の審議内容を踏まえた適正な内容となっているか、または修正や追記すべき事項がないかという観点から御発言をお願いしたいと思います。

スケジュールどおりに進めるという観点からは、審議後に皆様に細かい部分をお諮りせずに作業が進められるようにするため、答申の素案に修正が必要になるご発言については、できるだけこの場で修正の方向性の合意を得ておきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、素案の説明を事務局からお願ひします。

○長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官 事務局でございます。資料3に基づきまして説明いたします。資料2と重複する部分がございますので、その場合は説明を簡略化させていただきます。

答申の素案は3つの構成になっておりまして、1番は結論に相当する内容を書いています。変更の適否として、諮問された産業分類の改定案の内容はおおむね適当である。ただし、2番に書いておられますとおり、修正内容と理由を踏まえた上で別紙のとおりとすることが適当であるとしています。この別紙は、分類項目の一般原則と分類体系のことを指しております。また、次回改定に向けた課題を3番として、全部で11項目ほど記載しております。

それでは、2番の説明に移ります。修正理由とそれを踏まえた修正内容でございます。

(1)は一般原則でございます。一般原則関係はアからエまでの4点でございます。アは、第2項「事業所の定義」ですが、第3期公的統計基本計画におきまして、外形上は容易に判断し難いけれども、収益のある法人等を事業所に含めて取り扱うことができるように整理することへの対応です。これは今までの部会の議論でおおむね了解いただいている内容ですけれども、当初の案では、事業所の定義は場所的概念であるとしながら、場所的概念が十分に読み取れなかったため、登記上の所在地を事業所とみなすという修正を加えて、枠内のように修正しております。

次のイ「分類の基準」ですが、これは先ほど資料2で御説明し、菅先生からも御発言いただいたとおりの内容でございます。この記載部分が答申に記載されます。内容は先ほどと同じですので省略いたします。

それからウの「第4項 分類の構成」でございます。従前は項目数まで含めて書いていたのですが、項目数は改定毎の結果でありまして、一般原則とは説明し難いので、参考の扱いとすることとしております。項目数に関しては、ホームページ等で公表する予定です。そして、「第4項 分類の構成」において書くべき内容としては、4段階の構成であること、記載方法として大分類をアルファベット順に表記する、それから、中分類が2桁、小分類が3桁、細分類を4桁の数字により表記することですので、枠中のように修正いたしました。

それからエの「第5項 分類の適用単位」についてです。先ほど清原先生からも御発言ありましたとおり、本分類を適用する単位は、第2項の事業所の定義に示す事業所でございます。他方、経済センサス等において企業等に産業分類を準用する趣旨、それから、国勢調査等において個人を単位として産業分類を適用する場合には、その事業所に適用できるというように、例示を示して今まで以上に分かりやすく工夫してございます。

それから3ページの(2)の分類項目に関する事項です。諮問の際には「食料品スーパー」と略した名称で提案いたしました。部会において菅先生から正式名称により記載すべきという御指摘がありました。それを踏まえまして、「食料品スーパー」を「食料品スーパーマーケット」、それから「総合スーパー」を「総合スーパーマーケット」へと修正いたします。次に、「ワンプライスショップ」につきましては、西委員から御指摘ありましたとおり、一つの価格の販売店と読め、実態との間で違和感があるというご意見でしたので、「均一価格店」として少し幅のある解釈が可能のような表現にしております。

イに書いておりますのは、分類項目名の変更は適当であるという主旨です。

それから(3)「本分類の適用に当たっての留意事項」ですが、これも先ほどの資料2で記載されたとおりでございます。全く同じ記載になっておりまして、分類項目の統合または分割する場合の方針を答申において示すということでございます。

それから、(4)「前回の統計委員会の答申における指摘事項への対応」ですが、対応の課題としては適当である。ただし、無店舗小売業であるとか管理、補助的経済活動を行う事業所については、国際分類との比較に重点を置いて、今後の課題として位置付け、引き続き検討することとしております。

それから(5)の第Ⅲ期公的統計基本計画における課題と対応につきましては、専従の労働者が存在しない法人についての対応は適当であるとしてございます。

また、SUT体系への移行に向けた生産技術の類似性の観点からの検討につきましては、検討の過程

で試行等を行い、その内容はおおむね適当であるとしております。しかしながら、3の「今後の課題」に示すとおり、引き続き検討するという位置付けとしております。

次に、4ページ目に移りまして、「今後の課題」でございます。全部で11項目ありまして、(1)の「共通の課題」と(2)の「各論的課題」に分けております。これらに関連しまして、第4期公的統計基本計画においては、時代の変化に合わせ、定期的に改定を行うことが必要である趣旨が書かれております。また、先ほど清原先生が仰いましたとおり、継続的な検討が必要であることなども踏まえまして、諮問時よりも3つの項目を増やしております。

(1)の共通の課題についてですが、①継続的な検討、これは諮問時には位置付けがなかった課題でございまして、ユーザー等の様々な方々の立場を考慮して検討すること、改定に当たっては、新しい産業をどのように取り込む方法があるかということ、それから、コストと利益のバランスを考慮することが必要であるという主旨でございます。

②も諮問時には記載がなかった課題でございます。国際分類との比較可能性の向上という観点から、新しく項目を立てる場合や分類体系の見直しに当たっては、I S I CやN A I C S（北米産業分類）との比較を可能にした方が良いので、国際分類に可能な限り合わせていくことが有用であるが、一方、国際分類は各国での適用を想定しておりますので、万能なものではない、または、必ずしも先進的なものではないことを理解した上で、日本にとってどのような分類項目が適当かを検討することが重要であるとの指摘を受け、それを踏まえた記載でございます。

それから、③の分類項目と分類体系の見直しの項目は諮問時にもありましたが、内容を追加しております。例えば、3つ目の丸の部分の「また」から始まる文を追加しています。特定の分類項目が一定以上の割合を占める場合、その下位の分類項目の見直しを検討してはどうかという指摘が部会でありましたので、追加しております。そして、④と⑤は諮問時の内容と変わっておりませんので、説明を省略いたします。

5ページ目に移りまして、(2)の各論的課題でございます。IT関係では、①の「インターネット附随サービス業」の見直しの記載は諮問時のものと同じです。②が追加した項目です。「デジタル産業やDXは今後も伸張が見込まれるため、生産物分類との関係を考慮しつつ」や「情報通信産業を始めとしまして、製造業、卸売業・小売業、金融・保険業との関連性や位置付けを検討すること」と記載しておりますように、デジタル産業は情報通信産業に留まらず、様々な分野に関わっており、それらの分野においてその利便性を享受している場合があります。そのような関係性を適切に把握した上で、それをどのようにして産業分類に位置付けるかを検討するという趣旨として記載しております。

次の③から⑥までは、諮問時の内容と同じですので、ここでの説明は省略したいと思います。

以上です。

○樫部会長 ありがとうございます。それでは、只今の説明に関して御意見とか御質問のある方は御自由に御発言をお願いいたします。西委員、どうぞ。

○西専門委員 西です。ありがとうございます。今までの議論をコンパクトに分かりやすくまとめていただいていると思います。また、答申の内容自体に何等かの修正を加えていただきたいことは私からはございません。

各論的課題のデジタル産業の取扱いについて意見を添えたいと思います。皆様が議論されているとおり、情報通信産業に加えて、デジタル化の扱いにつきまして発言します。例えば小売業ですと、販売手段にデジタルが入っているとか、DXもその手段が変わってくる取扱いになってくるかと思っておりますので、新たに業種や業態を増やすというよりも、供給サイドの考え方を再度見直していくなどの議論をしっかりと区分けして取り組む必要があるのではないかと思います。今後、この議論を継続する際、そのような点を考慮いただきたいと思います。

私からは以上です。

○**樫部会長** どうもありがとうございました。そのほかに御意見、御質問、コメントのある方がいらっしゃいましたら是非お願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、今日の時点ではこの内容で了承いただいたことにしますが、もし万が一何かお気づきの点等があれば仰っていただければと思います。

○**長嶺総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室審査官** 御異論なければ、6月16日の統計委員会においてこの答申案を提案させていただければと思っております。

○**樫部会長** それでは、この答申案については皆様に御異論がないこととしてまとめさせていただきたいと思います。よろしゅうございますか。

○**清原委員** 異論ありません、よろしくお願ひします。

○**樫部会長** それでは、異論が出なかったということとしてまとめさせていただきます。なお、万が一ですけれども、何かお気づきの点のほか、表記上の修正でも結構でございますので、何かあれば仰っていただければと思います。その場合の修正につきましては、部会長に御一任いただくということとして、私と事務局がその内容を相談したいと思いますけれども、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○**樫部会長** どうもありがとうございました。それでは、この素案の答申案につきましては、皆さんの御了承をいただいたということ、また、万が一修正がある場合については私に御一任いただいたということとして部会の結論にさせていただきます。

なお、修正があった場合には皆様に御確認をお願いすることにいたします。

以上で、日本標準産業分類の変更に関する今回の統計基準部会の審議は終了となります。これまで皆様におかれましては活発にご審議していただきまして、誠にありがとうございました。皆様の御協力に改めて感謝を申し上げたいと思います。どうもありがとうございました。

最後に事務局から連絡をお願いいたします。

○**目総務省政策統括官（統計制度担当）付統計審査官室副審査官** 先ほど部会長から、御説明がございましたとおり、日本標準産業分類の第14回改定に関する部会審議は本日をもって終了とします。後日、メールにて状況等を連絡させていただきます。

最後になりますが、本日の部会の議事録を事務局が作成し次第、メールにて照会いたしますので、御確認をよろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

○**樫部会長** それでは、以上をもちまして、本日の部会は終了いたします。また、この日本標準産業分類の変更に関する審議も終了といたします。本日も大変ありがとうございました。皆様におかれましては、長期間にわたりまして御協力いただきました。誠にありがとうございました。